

都 監 第 45 号

令和3年8月18日

都城市長 池田 宜永 様

都城市監査委員 新井 克美

都城市監査委員 上之園 誠

都城市監査委員 大浦 さとる

令和2年度都城市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度都城市健全化判断比率及び都城市資金不足比率について、それぞれ審査したので、その結果について意見書を提出します。

令和 2 年度都城市健全化判断比率審査意見

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく審査

第 2 審査の対象

令和 2 年度決算に係る①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率及び④将来負担比率（各比率の対象は次表のとおり。以下①から④までを「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

区 分		健全化判断比率の対象会計等			
一般会計等	一般会計	① 実質赤字比率	②	③	④
	整備墓地特別会計				
公営事業会計	特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
		国民健康保険特別会計（診療施設勘定）			
		後期高齢者医療特別会計			
		介護保険特別会計			
	地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）適用の公営企業会計	水道事業会計			
		簡易水道事業会計			
		御池簡易水道事業会計			
		公共下水道事業会計			
		農業集落排水事業会計			
	地方公営企業法非適用の公営企業会計	公設地方卸売市場事業特別会計			
		電気事業特別会計			
		工業用地造成事業特別会計			
一部事務組合・広域連合	宮崎県後期高齢者医療広域連合				
地方公社・第三セクター等	都城市土地開発公社				

第3 審査の期間

令和3年8月6日から同年8月18日まで

第4 審査の主眼及び方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第1号）に基づき、審査した。審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、健全化法その他関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行ったほか、必要参考資料の提出と関係職員から説明を聴取するなどの方法により、実施した。

第5 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、その算定は、適正であると認めた。

健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

比率名	令和2年度 A	令和元年度 B	前年度比 A-B(ポイント)	早期健全化基準(※2)
				財政再生基準(※3)
① 実質赤字比率(※1)	— (△3.54)	— (△3.47)	(△0.07)	11.42
				20.00
② 連結実質赤字比率(※1)	— (△14.02)	— (△11.78)	(△2.24)	16.42
				30.00
③ 実質公債費比率	4.9	5.2	△0.3	25.0
				35.0
④ 将来負担比率(※1)	— (△60.9)	— (△49.4)	(△11.5)	350.0

※1 ①及び②の比率については算定した結果が赤字でないため、また、④の比率については算定した結果がマイナスとなるため、それぞれ「—」で表示した。なお、()内は、いずれも算出した結果の数値である。

※2 「早期健全化基準」とは、財政の早期健全化を図るべき基準として、実質赤字比率(①)、連結実質赤字比率(②)、実質公債費比率(③)及び将来負担比率(④)のそれぞれについて定めた数値をいう(健全化法第2条第5号)。

※3 「財政再生基準」とは、財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率(①)、連結実質赤字比率(②)及び実質公債費比率(③)のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして定めた数値をいう(健全化法第2条第6号)。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（標準税収入等に普通交付税を加えたもの）に対する比率である。本市においては、実質収支が黒字であるため、算定されない。

なお、参考までに、実質赤字比率を算出するとマイナス 3.54%である。

イ 早期健全化基準等

本市における地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号。以下「健全化令」という。）第 7 条第 1 号ハの規定に基づく早期健全化基準の数値は、11.42%である。

また、健全化令第 8 条第 1 号ハの規定に基づく財政再生基準の数値は、20.00%である。

(2) 連結実質赤字比率について

ア 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等及び公営事業会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。本市においては、連結実質収支が黒字であるため、算定されない。

なお、参考までに、連結実質赤字比率を算出するとマイナス 14.02%である。

イ 早期健全化基準等

本市における健全化令第 7 条第 2 号ハの規定に基づく早期健全化基準の数値は、16.42%である。

また、健全化令第 8 条第 2 号ハの規定に基づく財政再生基準の数値は、30.00%である。

(3) 実質公債費比率について

ア 実質公債費比率

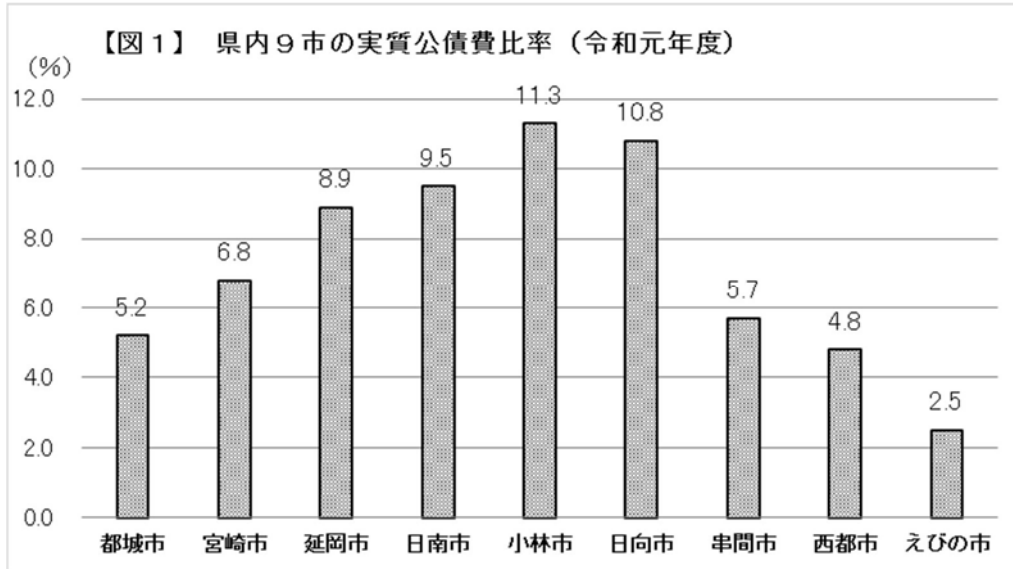
実質公債費比率は、一般会計等などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、資金繰りの程度を示すものである。この比率は、平成 30 年度から令和 2 年度までの単年度比率の 3 か年の平均値で算出する。本市においては、4.9%となり、前年度と比べ、0.3 ポイント低下している。

なお、類似団体（決算統計において、各地方公共団体間の比較を行うために、人口や産業構造により類型分類された地方公共団体）の実質公債費比率平均（令和元年度）は、4.6%であった。

また、県内 9 市の実質公債費比率（令和元年度）は、【図 1】のとおりであり、その平均は 7.3%であった。

イ 早期健全化基準等

健全化令第7条第3号の規定に基づく早期健全化基準の数値は、25.0%である。
また、健全化令第8条第3号の規定に基づく財政再生基準の数値は35.0%である。
本市の実質公債費比率(4.9%)は、早期健全化基準の数値を大幅に下回っている。



(4) 将来負担比率について

ア 将来負担比率

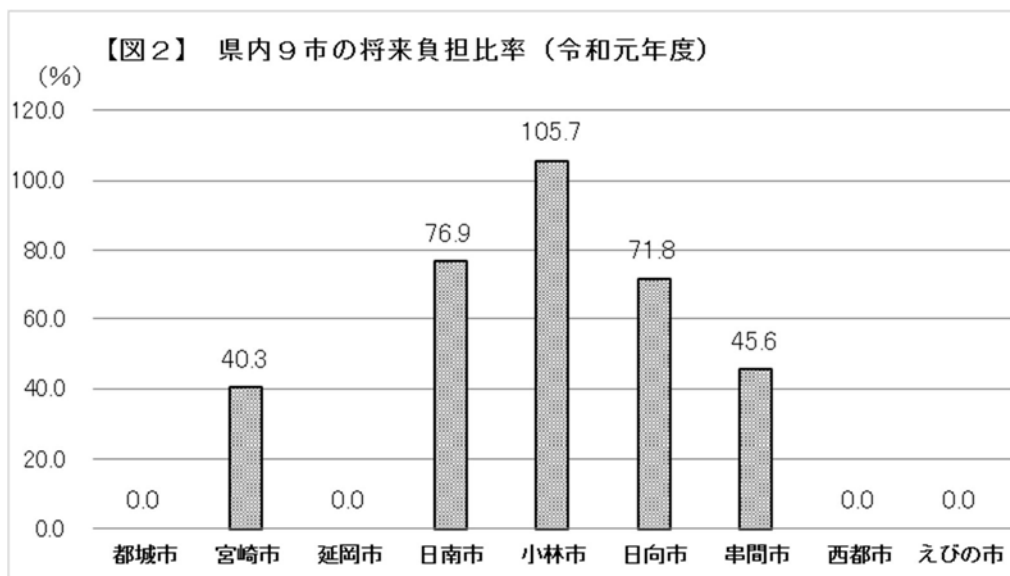
将来負担比率は、一般会計等などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算式の分子について将来負担額から充当可能財源等を減じて算出する。本市においては、充当可能財源等が将来負担額を上回りマイナスとなるため、算定されない。

参考までに、将来負担比率を算出するとマイナス60.9%である。

なお、県内9市の将来負担比率（令和元年度）は、【図2】のとおりである。

イ 早期健全化基準

本市における健全化令第7条第4号ロの規定に基づく早期健全化基準の数値は、350.0%である。



3 是正改善を要する事項

令和2年度の健全化判断比率は、以上のとおりであり、特筆すべき事項はない。

令和2年度都城市資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第22条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

令和2年度決算に係る資金不足比率（比率の対象は次表のとおり。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

区 分		会 計 名
公 営 企 業 会 計	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）適用	① 水道事業会計
		② 簡易水道事業会計
		③ 御池簡易水道事業会計
		④ 公共下水道事業会計
		⑤ 農業集落排水事業会計
	地方公営企業法非適用	⑥ 公設地方卸売市場事業特別会計
		⑦ 電気事業特別会計
		⑧ 工業用地造成事業特別会計

第3 審査の期間

令和3年8月6日から同年8月18日まで

第4 審査の主眼及び方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第1号）に基づき、審査した。審査に当たっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、健全化法その他関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行ったほか、必要参考資料の提出と関係職員から説明を聴取するなどの方法により、実施した。

第5 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、その算定は、適正であると認めた。

(1) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率である。

会計別の資金不足比率の状況は、別表のとおりである。本市においては、いずれの会計も資金不足が生じておらず、算定されない。

(2) 経営健全化基準

経営健全化基準は、公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について、経営健全化基準の数値以上として定めた数値である（健全化法第23条第1項）。この数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第19条の規定により20.0%とされている。本市においては、いずれの会計も資金不足比率が算定されないため、経営健全化を図るべき対象となる会計はない。

2 是正改善を要する事項

令和2年度の資金不足比率は、以上のとおりであり、特筆すべき事項はない。

会計別資金不足比率の状況

会計名	資金不足比率（※）		資金収支額（千円）	
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
① 水道事業会計	—	—	令和2年度 3,250,038	令和元年度 2,746,134
② 簡易水道事業会計	—	—	令和2年度 266,914	令和元年度 137,206
③ 御池簡易水道事業会計	—	—	令和2年度 25,765	令和元年度 22,037
④ 公共下水道事業会計	—	—	令和2年度 244,429	令和元年度 237,744
⑤ 農業集落排水事業会計	—	—	令和2年度 30,231	令和元年度 34,422
⑥ 公設地方卸売市場事業特別会計	—	—	令和2年度 0	令和元年度 0
⑦ 電気事業特別会計	—	—	令和2年度 0	令和元年度 2,299
⑧ 工業用地造成事業特別会計	—	—	令和2年度 0	令和元年度 0

※ 資金不足比率については、いずれも資金不足額がないため「—」で表示した。